

## 保育所保育指針改定に関する検討会」中間報告に対する意見

平成 19 年 8 月 23 日

日本保育園保健協議会

保育所保育指針の改定について平成 19 年 8 月 3 日中間報告が出された。その中に保育所へ期待される役割として、質の高い養護や教育の機能と並んで、地域の子ども・保護者に対する支援が大きく掲げられている。

また、この報告の中には、随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と掲げられているが、この言葉の意味するところが不明確で、まだまだ「社会のための保育所」の感が拭い去られていない。特に病児、病後児保育これはまさに医療であり、これからの保育所保育の対象外とすべきである。

あくまで“子ども本位の保育所”を目指すべく、考え方を根本的に改めるべきである。そのために、保育される子どもたちの心身の健康を守る立場から以下の提言を行いたい。

### I. 保育所保育指針の改定について(中間報告)(骨子)

#### 1. 改定の背景

##### 1) 保育所に期待される役割が深化・拡大している

この深化・拡大の具体的な説明が不十分で理解しにくい

なお、この役割の中に“子ども本位の”質の高い養護と教育の機能と明確に記してほしい。

#### 2. 改定に当たっての基本的考え方

##### 1) 明確で分かりやすい表現とあるが、もっと具体的で現場に即した表現が必要。

#### 3. 子どもの最善の利益を考慮し

中間報告の随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と出てくるが、単に児童の権利に関する条約からの引用で、まだ十分この言葉の意味するところが伝わってきません。

そこで、この言葉を生かすためには、これから保育現場では何をどう変えれば良いのか、具体的に示すべきと考えます。

それこそ「子ども本位の保育」の方が分かりやすい。

### II. 保育所保育指針の改定について(中間報告)平成 19 年 8 月 3 日

#### 1. 改定の背景

- 1) 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきている、と幾つか挙げて説明されているが、これは 7 年前にもすでに取り上げられており、最近急に変わった問題でもないと思うが。

したがって、大きく変化する中に関しては、もっと説得力ある説明が必要と思われる。

さらに、深化・拡大も理解に苦しむ。

むしろ、“子ども本位の”質の高い養護と教育が求められてきた。とした方が理解しやすい。

- 2) 乳幼児期は、子どもにとって人間関係形成において最も大切な時期で、この時期は家庭を中心とした育児の支援を中心において考えることのできる就労環境の整備が必要であり、あくまで保育所での養護・教育は特例として扱うべきであろう。

## 2.改定に当たっての基本的考え方

### 3.改定の内容

#### (保育所の役割)

乳幼児期の人間関係形成において最も大切な時期の保育所での養護・教育に関しては、その人材や環境に関して特段の整備が必要で、現状の保育環境のもとでは極めて不十分と考えられる。

病児保育に関しても、ほんとうに保育所が対応すべき環境が整備されているのか、ただ便利であるだけでは運営できず、その質が問われる。

#### (保育の内容、養護と教育の充実)

これからの保育所は、施設長、保育士、栄養士、看護師など乳幼児保育・保健の専門職が連携して運営していかなければならず、特に栄養士や看護師は専門職として全園に配置が可能となる財政的措置が必要になる。

嘱託医の役割も大きく、その基本業務を明確にし、契約書を義務化すべきであろう。

#### (小学校との連携)

#### (保護者に対する支援)

#### (計画・評価・職員の資質向上)

保育士をはじめ、看護師、栄養士等の職員の生涯研修(学習)制度の確立が急がれる。

保育保健に関してはすでに日本保育園保健協議会において生涯研修システムが動き始めており、国はこのようなシステムの活用、委託研修等も検討して欲しい。

## 4.改定に伴う今後の検討課題

- 1) 保育所における人材の確保と定着

保育士には生涯研修システムなどを整備して、各自の資質の向上が保証される

環境の整備が重要である。

栄養士、看護師に関してはそれぞれの専門職としての雇用契約を確立する必要がある。

嘱託医に関しては、改定に沿った基本的な役割を確認してもらい、その業務をこなすための出勤回数など、具体的勤務内容を明記した契約書を取り交わし、職務を果たしてもらう。

## 2) 保育環境等の整備

保育の充実に欠かせないのが遊び(活動)の場である。屋外の園庭、室内でのホール(体育館)の整備は不可欠である。

保育保健の拠点となる保健室の整備と共に、ここに常駐する看護師が必要となる。人材と環境を整え、保育保健の質の向上が促進される基盤が整うことになる。

# Ⅲ. 保育所保育指針(素案)

## 第1章. 総則

保育の期待される役割、保育の目的をかなえるための保育所の構造的に備えなければならないもの。必要な人材を再検討するべきであろう。

## 第2章. 子どもの発達

### 2. 発達過程

#### (4) おおむね 2 歳

-----自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる

この箇所にある、意思は 2 歳の子ですので感情などの方が適切ではないでしょうか

## 第 3 章. 保育の内容

### 1) 保育のねらい及び内容

#### イ. 情緒の安定

一人一人の子どもに保育所生活の中で、その子ができることで、みんなのために役に立つことを探して、年齢に応じて最低 1 つは役割分担として持たす。(家庭においても、家事の分担を持つよう指導するなど)

### 2) 保育の実施上の配慮事項

#### (2) 乳児保育に関わる配慮事項

ア. 抵抗力が弱く、心身のすべての機能が未熟である。この対象を感染症から守るためには、学校保健法に準じては対応できません。

具体的には、DPT(三種混合)、MR(はしか、風しん混合)などの予防接種が済んでから入所することを勧める。

イ. 親子の基本的信頼関係が構築されてから、保育所における保育は開

始されることが望ましい。そのためには就労環境の整備と家庭への支援が不可欠である。保育所においては、特定の保育士が関わり、保育の時間もなるべく短くすべきである。(最大 4～6時間程度に短縮可能な就労環境の整備も必要)

- ウ. 2 行目――栄養士及び看護師等が配置されている場合は、――  
ここでは、乳児保育に栄養士及び看護師が必ずしも配置されていなくても良いと解釈されますが、いいのですね  
少なくともこれからの、乳児保育に栄養士及び看護師の配置なしなど、考えられません。

(3) 3 歳未満時の保育に関する配慮事項

ア.2 行目――適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること

この文の中に予防接種のことも含まれているのですね

(4) 3 歳以上児の保育に関する配慮事項

イ.みんなのためになることを、自分の役割分担として果たしていくことで、情緒の安定が維持される。

#### 第 4 章. 保育の計画及び評価

#### 第 5 章. 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本である。  
保育所で保育保健を展開するためには、まず核と成る常勤の看護師を確保し、保健室を整備し、嘱託医とは業務内容を明確にした契約を結び、組織的にまた計画的に運用する方向で進んでもらいたい。

#### 第 6 章. 保護者に対する支援

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
  - (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。  
1日 8 時間以上の保育、病児保育、乳児保育、休日保育など  
充分考え直さなければならない。
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
  - (3) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。  
子どもの福祉をの前に健康を入れて、  
子どもの健康と福祉を重視する。としていただきたい  
このような条件の下で、延長保育、病児保育、乳児保育などが  
本当に展開できるのでしょうか、かなり難しい問題であり、従来の対応ではとても危険と言わざるを得ません。

#### 第 7 章. 職員の資質向上